

付
受 印

市町村民税 給与支払報告 に係る給与所得者異動届出書
道府県民税 特別徴収 特別徴収

整理番号

加古川市長様

年 月 日提出

(特別徴収義務者)

所在地
(住所)

名称
(氏名)

個人番号又は法人番号

担当者

氏名

電話

係

年度

年度

特別徴収
指定番号

宛名番号

特別徴収
指定番号

宛名番号

給与所得者	フリガナ		新姓	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済税額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法	1月1日以降退職時 までの給与支払額	
	氏名			円	月分から	月分から					円
	生年月日	大・昭・平 年 月 日生			月分まで	月分まで					
	個人番号				円	円					
住所	1月1日 現在							1 転勤 2 退職 3 死亡 4 休職 5 長欠 6 その他 a. 支払少額 b. 支払不定期 c. 上記以外()	① 特別徴収継続 ② 一括徴収 ③ 普通徴収 (本人が納付)	円 円 円	

※事業主及び従業員のみ希望による普通徴収への切替はできません。

①特別徴収継続の場合 (給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収する場合は記入してください。)

新しい勤務先 (特別徴収義務者)	所在地 干 名称	特別徴収 指定番号	担当者	氏名 電話	新しい勤務先へは、月割額_____円を _____月分(翌月10日納期限)から徴収し、納入するよう連絡済です。
---------------------	----------------	--------------	-----	----------	--

②一括徴収継続の場合 (給与当の支給が終わった後の未徴収税額を一括徴収する場合は、記入してください。)

該当する項目に○をしてください。	1の場合	徴収予定合計((ウ)と同額)	円	左記の一括徴収した税額は_____月分(翌月10日納期限)で納入します。
1 異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申し出があったため。	本人印			
2 異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。				

③一括徴収しない(普通徴収)の場合(①・②に当てはまらない場合は、記入してください。)

該当する項目に○をしてください。なお異動年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。
1 異動年月日が6月1日～12月31日でかつ本人からの申出がないため。
2 異動年月日が1月1日～4月30日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。
3 死亡による退職のため。

甲 特別 徴収 処理 欄	年度	月分以降 の月割額は	1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収へ切替 3 一括徴収 4 その他	点検
	年度	月分以降 の月割額は	1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収へ切替 3 一括徴収 4 その他	点検

注
意
事
項
等

- 本書は、特別徴収(個人の市町村民税・道府県民税(住民税)を給与差引きしている)の従業員等が、退職及び転勤等した場合に、ご提出いただく用紙です。提出期限は、該当の従業員等の給与等の最終支給月の翌月10日までです。従業員等の住所変更のみの場合は、提出不要です。
- この用紙を複写し、1名につき3部提出してください。
- 太線 □で囲んでいる部分についてのみ記載してください。
- 退職者については、本書とは別に、翌年の1月31日(土日の場合は、2月第1月曜日)までに給与支払報告書(個人別明細書及び総括表)を提出してください。
- 退職等により給与等の支払がなくなった場合、その年の1月1日から退職時までの間で確定した給与等の支払額と給与等から控除した社会保険料額を「1月1日以降退職時までの給与支払額」欄及び「控除社会保険料額」欄に記入してください。

A	B	C	D	E	F

退職の日が一月一日から四月三十日までの間に方については、本人からの申出がない場合であっても、必ず残税額をまとめて徴収してください。